

保護者の皆さまへ

多摩市教育委員会
教育長 千葉 正法

市立小中学校の電話対応における音声案内の開始について（お知らせ）

日頃から多摩市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

教育委員会では、長時間勤務となっている教員の時間外勤務を削減し、授業準備等に集中することができる体制を整備して教育の質を高めるために、教員の働き方改革^(注)を進めています。

その一環として、令和 6 年 9 月中旬から授業日の夕方以降及び土日・祝日等において電話機に音声案内を設定することにいたしました。

音声案内の運用方法は下記のとおりといたしますので、学校への電話連絡については、音声案内の時間帯以外にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 運用開始日

令和 6 年 9 月 9 日(月)以降、工事が完了した学校から順次開始（予定）

2 音声案内の開始・終了時間

区分		時間
授業日 (主に平日)	開始時間帯	午後 5 時 0 0 分～午後 6 時 3 0 分の間に 音声案内を開始します
	終了時間帯	午前 7 時 0 0 分～午前 8 時 0 0 分の間に 音声案内を終了します
授業日以外の日 (主に土日祝日・振替休業日等)		終 日 音声案内での対応になります。

※学校により、時間帯は異なります。

※教員の勤務時間は午前 8 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分までとなっていることから、授業日の各日における定時退勤日の設定や研修の実施、教員の業務の状況などによって、開始時間帯（終了時間帯）の範囲内において音声案内を開始（終了）します。

※音声案内へ切り替えた時刻以降でも、緊急の場合には学校から保護者の皆さまへご連絡をする場合があります。

3 緊急時の対応

音声案内対応時間帯において、子どもの生命に関わるような緊急対応を要する事件・事故が発生した場合には、警察（電話番号 1 1 0）、消防・救急（電話番号 1 1 9）へご連絡ください。

(注) 教員の働き方改革がなぜ必要なのか

児童・生徒を取り巻く状況や社会から学校に対する要望・期待が多様化・複雑化する中で、教員の多忙化が社会問題となっています。東京都教育委員会の発表によると、現在小・中学校の教員の二人に一人が国の基準を超え（月 4 5 時間以上）、中学校では過労死ライン（月 8 0 時間以上）を超えている教員が時間外勤務をしています。教員が児童生徒と向き合うための時間や授業の質を高めるための準備時間を十分確保できるように教員の働き方を見直し、時間外勤務の縮減を図ることが課題です。教員の働き方改革へのご理解とご協力をお願いします。